

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	甘楽町

甘楽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	甘楽町産業課農林係
所在地	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
電話番号	0274-64-8319
FAX番号	0274-74-5813
メールアドレス	nourin@town.kanra.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	甘楽町内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ツキノワグマ	農林業被害なし	0	0
イノシシ	イモ類、工芸作物、飼料作物など	254	5
ニホンジカ	穀物類、野菜、果樹、工芸作物、花き類など	2,426	139
	樹木の被害	1,027	79
アライグマ	穀物類、果樹、野菜、飼料作物など	332	4
タヌキ	野菜、果樹、飼料作物など	156	2
ハクビシン	野菜、果樹、飼料作物など	180	2
カラス等	野菜、果樹、飼料作物など	257	3

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	農林業被害はない。町内南部の山間部を生息地域としており、農林業従事者に人身被害が発生する恐れがある。
イノシシ	町内全域で被害がある。豚熱の発生により生息数と被害が減少した状態だとどまっているが、目撃情報が増加しつつある。イモ類の食害、踏み荒らし、掘り起こし被害も発生している。
ニホンジカ	町内全域で被害がある。特に上信越自動車道以南で被害が顕著で、農作物全般・樹木などに食害、踏み荒らし被害が発生している。交通事故も発生している。
アライグマ タヌキ ハクビシン	町内全域に生息しており、果樹・トウモロコシの被害が多い。屋根裏や農作業小屋等への侵入、棲みつきなどの被害も発生している。
カラス	町内全域を移動し、山林や畜産施設周辺において集団化して

	おり、果樹・飼料作物などで食害が発生している。
--	-------------------------

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
ツキノワグマ	0	0	0	0
ニホンジカ	254	5	200	4
イノシシ	3,453	218	3,000	180
アライグマ	332	4	250	3
タヌキ	156	2	80	1
ハクビシン	180	2	80	1
カラス等	257	3	200	2

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1 ツキノワグマ 住民に危害を加える可能性がある場合に、わなを設置し捕獲してきた。</p> <p>2 イノシシ、ニホンジカ くくりわな・囲いわな・銃器により捕獲してきた。</p> <p>3 アライグマ、タヌキ、ハクビシン くくりわな・小型箱わなにより捕獲してきた。</p> <p>4 カラス 銃器（空気銃）により捕獲し</p>	<p>目撃情報があった後の対策だけでは、人身被害を防ぎきれない懸念がある。</p> <p>生息域が広がり、わなの設置場所の選定が困難。銃器の狩猟免許保有者が減少している。</p> <p>生息域が町内全域に及び、生息数の増加に対して捕獲従事者が不足している。</p> <p>捕獲者が少なく、生息数、被害に対して捕獲が少ない。人材の確保</p>

	てきた。	と効率的な捕獲方法を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<p>1 イノシシ、ニホンジカ等への対策として、町内3か所に金網柵を設置し移動を制限した。</p> <p>2 被害農家に柵等の設置を推進し、農地侵入を防ぐ取り組みを支援している。</p> <p>3 花火等を用いて周辺の山林へ追い払い活動を行った。</p>	<p>地域住民の高齢化により下草刈りなどの維持管理が十分に行えないことが懸念される。</p> <p>電気柵を突破する個体がいる。カラスの対策網は設置件数が伸び悩んでいる。</p> <p>生息域が広がり、農家や周辺住民のみでは対応しきれない。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>1 鳥獣の棲み処となる遊休農地解消を推進し、解消する取り組みを支援している。</p> <p>2 鳥獣被害対策実施隊において鳥獣の習性や被害防止技術の研修参加を促し、担い手の育成を行っている。</p>	<p>遊休農地や荒廃林の発生に解消が追いついていない。</p> <p>捕獲従事者の高齢化が進んでおり、引退後の担い手を確保する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

目撃場所や被害発生場所を中心にわなを活用し通年で捕獲を行う。
銃器による捕獲が可能な時期には、山沿い及び山間部で捕獲を行い、大型獣の個体数の効率的な減少を図る。
わな捕獲は、ICT機器を導入し捕獲・見回りの効率化と負担軽減を図る。
防護柵の設置及び維持管理は、農作物被害が多く出ている地域に対して、被害作物及び被害額を確認するとともに、効率的な設置方法等について関係者と協議による設置を推進し、有害鳥獣の侵入防止対策を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づく鳥獣被害対策実施隊に任命することにし、具体的には次とおりとする。</p> <p>1 ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ 銃器による捕獲は、猟銃の所持許可を有する隊員全員で捕獲業務を担う。 近接すると逃げられてしまう場合において周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃(特定ライフル銃を含む)にて確実に捕獲を行う。 わなによる捕獲は、隊員の管轄地域を設定して捕獲業務を担う。 わな猟免許を持たない農林業者が管理する土地においては、隊員の指導の下、農業者自身が囲いわなを用いて捕獲を行うこととする。</p> <p>2 アライグマ・タヌキ・ハクビシン 隊員の管轄区域を設定して捕獲業務を担う。 わな猟免許を持たない農林業者が管理する土地においては、隊員の指導の下、農業者自身が小型の箱わなを用いて捕獲を行うこととする。</p> <p>3 カラス 空気銃を所有する隊員が町内全域を巡回して捕獲業務を担う。</p>

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	イノシシ ニホンジカ	捕獲機材の点検結果及び貸出しを含めた使用実績に基づき、必要数を導入する。

	アライグマ タヌキ ハクビシン カラス類	既存の囲いわな2基について、ICT 捕獲通報装置を導入する。
令和9	イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス類	捕獲機材の点検結果及び貸出しを含めた使用実績に基づき、必要数を導入する。 トレイルカメラ、捕獲通報装置、捕獲確認アプリなど ICT 機器の導入を検討する。
令和10	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	人畜への被害等防止のためやむを得ない場合にかぎり関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数を設定しない。
イノシシ	全域で目撃と被害が発生していることから群馬県イノシシ適正管理計画を参考に80頭を計画する。
ニホンジカ	全域で目撃と被害が発生していることから群馬県ニホンジカ適正管理計画を参考に450頭の捕獲を計画する。
アライグマ	全域で農作物及び生活環境への被害が出ていることから、個体数を減らすために100頭の捕獲を計画する。
タヌキ	町内全域で農作物及び生活環境への被害が出ていることから、個体数を減らすために100頭の捕獲を計画する。
ハクビシン	町内全域で農作物及び生活環境への被害が出ていることから、個体数を減らすために100頭の捕獲を計画する。
カラス類	果樹の被害報告が多く、被害地域を重点的に捕獲推進するため50羽の捕獲を計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	一頭	一頭	一頭
イノシシ	80頭	80頭	80頭
ニホンジカ	581頭	581頭	581頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
カラス	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ツキノワグマは、人畜への被害防止を目的としたやむを得ない場合にのみ安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。</p> <p>イノシシ、ニホンジカは、町内全域でわなによる捕獲を通年で行う。銃器の使用が可能な時期は、農地周辺の山林を中心に銃器による捕獲を行う。</p> <p>アライグマ・タヌキ・ハクビシンについては、町内全域でわなによる捕獲を通年で行う。</p> <p>カラスについては、通年で町内全域の農地周辺にて銃器（空気銃）による捕獲を行う。捕獲効率が悪いため、専用わなの導入を検討する。</p> <p>対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>町内全域において、ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカを捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）にて確実に捕獲を行う。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甘楽町全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	金網柵 500m	金網柵 500m	金網柵 500m
イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m
カラス類	鳥よけネット 100m	鳥よけネット 100m	鳥よけネット 100m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン	下草刈りや見回りを行い、機能を保全する。 金網柵・電気柵 500m	下草刈りや見回りを行い、機能を保全する。 金網柵・電気柵 500m	下草刈りや見回りを行い、機能を保全する。 金網柵・電気柵 500m

カラス類	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。 鳥よけネット 200m	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。 鳥よけネット 200m	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。 鳥よけネット 200m
------	---	---	---

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ ハクビシン カラス類	刈り払いによる緩衝帯の設置を検討する。 農作物残渣、廃果等の適正処理の徹底を図る。
令和9	同上	同上
令和10	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甘楽町	関係機関等への連絡。住民への非難指示。 鳥獣の捕獲又は追い払いの支援。
富岡警察署	住民への非難指示。交通整理。 人身被害発生予想時の緊急捕獲立ち会い。
鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲、追い払い
猟友会	鳥獣の捕獲、追い払い
群馬県	技術供与と支援

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報 → 甘楽町 → 実施隊・富岡警察署
住民等からの通報 → 富岡警察署 → 甘楽町 → 実施隊

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が捕獲場所に埋設する、又は、可燃ごみとして適切に焼却する。
大型鳥獣については、町有林内に埋設するか、解体して可燃ごみとして適切に焼却する。
必要に応じて、関係機関に送り調査や学術研究に利用する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカは、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。 (現状) 令和7年 18頭 (目標) 令和10年 60頭
ペットフード	ニホンジカは、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。 利用は事業者の責任において行う。
皮革	利用は事業者の責任において行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用は事業者の責任において行う。

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

県等が開催する研修会等に参加し、ニホンジカを食肉利用等するために必要な捕獲等の技能を有する人材の育成を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：甘楽町有害鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
甘楽町猟友会	鳥獣の捕獲、追い払い。
群馬県 西部農業事務所 富岡森林事務所	技術供与と指導助言。資料収集。
甘楽富岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携。
甘楽町議会	住民からの要望等の集約、報告。
甘楽町区長会	要望等の集約、報告。
甘楽町農業委員会	協議会と被害農家の連携。
甘楽町	協議会の運営及び連絡調整。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ）

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づく鳥獣被害対策実施隊を任命する。
実施隊は定員を35名とし、対象鳥獣の捕獲を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ・ニホンジカ等の大型獣を捕獲するためのわなの管理・見回り等について設置場所周辺の農業者の協力体制の推進を図る。農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合にあっては、わな猟免許を持っていないくても囲いわなに限って捕獲を許可する。

アライグマ・タヌキ・ハクビシン等の中型獣を捕獲するための小型の箱わなの管理・見回り等について設置場所周辺の農業者の協力体制の推進を図る。農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合にあっては、わな猟免許を持っていないくても小型の箱わなに限って捕獲を許可する。

捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。

知識や技術の充実を図るため研修会などへの参加を促す。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策について、地域住民及び関係機関と連携し町内全域の被害状況の把握に努め、効率的な捕獲を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。